

第189回

近畿地方交通審議会  
神戸船員部会議事録

令和6年6月28日

神戸運輸監理部

[第189回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年6月28日(金) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者  
(公益委員) 奥見部会長、櫻庭委員、湊委員(W e b)、石黒委員  
(労働者委員) 浦委員、和田委員、中野委員  
(使用者委員) 南委員(欠)、加藤委員、山中委員  
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長  
熊澤海上安全環境部調整官  
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
  - (1) 管内の雇用状況等について
  - (2) その他
5. 閉 会

## [ 議 事 概 要 ]

### 海事振興部次長

定刻より少し早いですが、第189回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催いたします。

最初に、ご報告いたします。4月26日の船員部会において経緯等をご説明しておりましたが、今月から使用者委員1名が交代されます。

ここで、使用者委員にご挨拶を頂戴したいと思います。

－ 挨拶 －

### 海事振興部次長

誠に恐れ入りますが、時間の関係上、個別の委員のご紹介は割愛させていただきます。

なお、皆様のお手元に最新の委員名簿と配席図をお配りしておりますので、こちらをご確認いただければと存じます。また、神戸運輸監理部のホームページで公開している船員部会委員名簿も更新しております。

それでは、部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### 部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

### 海事振興部次長

本日は、使用者委員1名が所用のために欠席されております。また、公益委員1名はオンラインでご参加されておりますので、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

- ・議事次第
- ・資料1 「第188回近畿地方交通審議会 神戸船員部会 議事録（案）」
- ・資料2 「神戸管内船員職業紹介等実績（5月分）」
- ・資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（4月分）」
- ・資料4 「基本手当の日額と給付日数」

神戸船員部会情報

配席図、委員名簿

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

以上です。

部会長

それでは、議事に入ります。

最初に、第188回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配付されています資料1の議事録をご確認ください。案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題(1)の「管内の雇用状況等について」に関し、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

まず、先月の部会において労働者委員からご質問いただいた、失業時に支給される「基本手当日額」の上限額についてお答えいたします。

基本手当日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額(賃金日額)のおよそ80%~45%になりますが、今から申し上げますとおり、上限額が定められております。

離職時の年齢が30歳未満または65歳以上の方は6,945円、離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方は7,715円、離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方は8,490円、離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方は7,294円となります。

なお、この基本手当日額は、毎年8月1日に改定されます。

その他詳細については、抜粋資料となりますが、資料4として添付しております「基本手当日額と給付日数は？」をご参照ください。

続きまして、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

5月期の新規求人件数は22件で、前月差▲4件、前年同月差▲40件、月間有効求人件数は83件で、前月差▲3件、前年同月差▲2件でした。

新規求職件数は10件で、前月差+2件、前年同月差▲5件。月間有効求職件数は24件で、前月差▲1件、前年同月差▲13件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は50.9歳、月末有効求職者の最高年齢は76歳で、5月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数はなし、求職者側から見た成立件数は2件でした。詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に、5月の月間有効求人倍率は3.46倍で、前月比▲0.28ポイント、前年同月比では+0.62ポイントでした。

1 ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人 22 件の内訳をご報告します。

職員が 13 件、部員が 9 件、船種別では、ガット船、ケミカル船を含む貨物船が 9 件、旅客船が 5 件、練習船を含むその他船舶が 4 件、漁船の求人が 4 件でした。

甲機別では、甲板部の求人が 17 件、機関部の求人が 5 件、事務部、無線部の求人はありませんでした。

次に、新規求職者 10 名の内訳をご報告します。職員が 4 名、部員が 6 名、船種別では、タンカー、セメント、ガット、自動車運搬を含む貨物船が 8 名、その他船舶が 1 名、漁船を希望する方が 1 名でした。

甲機別では、甲板部が 5 名、機関部が 4 名、司厨部が 1 名、年齢構成としては、30 歳未満が 2 名、30 歳代は 1 名、40 歳代は 1 名、50 歳代は 2 名、60 歳以上は 4 名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は 2 名、会社都合はなし、乗船中が 3 名、未経験が 3 名、その他の方が 2 名おられました。

5 ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10 ページ、資料 2 の最後です。雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者はなし、5 月中の新規受給者は 1 名、受給者の減少は 1 名で、新規受給者の 1 名が 5 月 9 日付で就職されたことによる減です。

結果、基本手当の支給額は 15,430 円でした。

下段に記載があります就職促進給付金につきましては、先ほどの 5 月 9 日付で就職された方に再就職手当として 915,824 円、もう 1 名、就業促進定着手当として 193,248 円、合計 1,109,072 円を支給しました。

次に、資料 3 をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の 4 月分の実績は、新規求人件数が 1,286 件、新規求職件数が 249 件、有効求人倍率は 4.30 倍で、前月比▲0.02 ポイントでした。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長

ないようでしたら、議題 (2) その他に移ります。委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがでしょうか。

(公益委員なし)

部会長

労働者委員、いかがでしょうか。

労働者委員

それでは、質問と意見を述べさせていただきます。

現在、安全統括管理者講習及び運航管理者の資格者証制度の創設に向け、様々な法改正が進められています。今日の神戸船員部会情報の中にも、この一部のパブリックコメントが載っています。

これは、観光船「KAZU I」が2022年4月23日に知床半島西岸沖で沈没し、乗員、乗客合わせて26名全員が死亡や行方不明となり、旅客船事業に対する国の監督強化や海上保安庁による救難体制強化のきっかけとなりました。

事故を起こした「KAZU I」は1985年に建造され、1995年頃、日生と牛窓に就航し、数年で廃止されたと記憶しております。報道では、2005年に知床遊覧船が購入したとされていますが、事故当時には船齢37年を経過するものでありました。

そもそも、なぜ整備不良の船舶や、ずさんな管理の会社に許可が下りたのか、甚だ疑問でもありました。

令和4年12月22日の知床遊覧船事故対策検討委員会の資料11ページに、国の運航労務監理官による監査は、全国で約180名により、旅客船以外の船舶も対象に実施されているとあります。

現在の一般定期旅客航路事業者は334社あり、これ以外にも季節的な運航を初めとする不定期事業などがあり、これら全ての会社や船舶を均等に運航監理業務や船員労務監査が行われているのか否か、まずはお伺いしたいのと、神戸運輸監理部管轄の旅客船以外を含む監査船舶数と運航労務監理官の数は何人なのか教えていただきたいと思います。

また、現在、進められている国土交通省資料の安全統括管理者及び運航管理者の資格証制度の創設にありますスケジュールについて教えていただきたいと思います。

令和6年度中の試験問題例を周知し、令和9年度には2年ごとの更新講習が実施されることは理解できるのですが、よく分からないのが、安全統括管理者も運航管理者も、平成7年から、全員が一度は試験に合格しなければならないという理解でよろしいのでしょうか。

最後、これは意見になりますが、一番理解しがたいのが、第161回、当部会の8ページでも発言を残しておりますが、資格要件の緩和です。

前回は、2022年4月1日からの成人の取扱いに併せた運航管理者の年齢要件

引下げでしたので、海上輸送法施行規則などを一部改正せずとも、地方運輸局長や国土交通大臣が同等以上の能力を有する者として認めればよいと発言もしましたが、今回は、なぜ安全統括監理官と運航監理官について、試験を受けるだけで、大幅に実務経験を短縮するのか理解ができません。

先ほども触れましたが、国の偏った監査、すなわち良好な会社、船舶のみを立入り検査や監査を行うのではなく、全ての会社、船舶に、平等に行政指導を行うよう希求をしておきます。

多くの尊い命が奪われた事故を、未然に防止できなかったことを関係者は重く受け止めなければなりません。海洋立国日本の海の安全対策は、実行を伴うものでなければならぬと思います。

本日、回答できないものについては次回で構わないので、また教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 海事振興部次長

答えられるところとして、同等以上の能力によるという設定に関してのご発言があったと思います。

#### 労働者委員

これはイロハがあって、最後には、同等以上の能力を地方運輸局長が認めれば、運航管理者になれるというのがあるにもかかわらず、今回は実務経験関係を短縮してしまって、実務経験1年のみで運航管理者になれるんだという緩和が出ていると思うのです。これについての意見を述べさせていただきました。

#### 海事振興部次長

海事局ホームページに、先ほどご質問いただいたことに関する説明資料は掲載されていますが、結論を申しますと、ご質問にあるような詳細な運用等の情報については、現時点で地方局では持ち得ておりません。

海事局ホームページに掲載された情報と同じレベルしか情報がありませんので、お答えできる範囲は限られています。

#### 労働者委員

令和9年度からは更新講習を受ければ、別に試験を受けなくてもいい。

#### 海事振興部次長

そうです、更新時には試験は不要です。

#### 労働者委員

まずは、今いる運航管理者も安統管も、全員1回試験を受けなければならないと

いうスタンスでいいんですね。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

そこははっきりと書いてないので、分かりました。

海事振興部次長

既存事業者には経過措置期間がございますが、試験は受けていただくということになります。その他のご質問は、また次回回答いたします。

労働者委員

よろしく。

部会長

今の労働者委員からの質問等については、次回、さらに局で回答いただくということでもよろしいでしょうか。

海事振興部次長

はい。

部会長

ほかに何かご意見等ありますでしょうか、大丈夫ですか。

(なし)

部会長

使用者委員は、いかがでしょうか。

(使用者委員なし)

部会長

行政はいかがでしょうか。

海事振興部次長

前回の船員部会で、船員未経験者の求人情報の閲覧や取扱いに関する話題が出て、改めて整理・回答をすることとしておりました。この間、実際にハローワークの窓

口で現状について確認できたことを、改めてご報告させていただきたいと思います。

最初に、ハローワークでご覧いただく端末の現状についてご説明します。

ハローワークの窓口には、現在、専用端末と専用のタブレットが2種類置いてあり、それらを使用してハローワークインターネットサービスに接続し、閲覧していただくようになっています。その端末のそれぞれのトップ画面には、海事局の海のハローワークネットのリンクが貼られておりました。

結論としましては、ハローワークを訪れた求職者は、船員未経験者の求人情報のみならず、海技免状の資格や乗船履歴を必要とする求人も含めて、全ての船員募集情報が閲覧できる状況になっておりました。ですので、前回の船員部会において、陸部門のハローワークでは、船員の求人情報が見られないという説明をしておりましたが、こちらについては語弊がございました。正しくは、陸部門のハローワークに備えられた端末から、船員の求人情報を閲覧することが可能である。また、その情報は海のハローワークネットにリンクしておりますので、広く一般に個人のスマホなどからでも閲覧できるものと同じのものである、と訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

ちなみに、前回の部会では、フェリーのサービスクルーの求人に関するご発言もありました。この場合も船員として雇用されますので、募集の窓口は運輸局になります。さらに、求職者の経歴に乗船経験を必要としないのであれば、船員の窓口で海上実歴不要と設定した、船員未経験者可能とする求人情報として取り扱っております。

次に、ハローワークにおいて、船員未経験者可能とする求人情報の取扱いがどういふものかについてご説明いたします。

船員求人情報の中でも、船員の経験がない、未経験可という求人情報の取扱いについては別途定めがございます。運輸局では、該当する求人者のご希望を確認した上で、別途の求人票に改めてご記載いただき、その様式をハローワークに情報展開しております。

この求人票は、ハローワーク神戸の例では、お勧め求人情報という室内掲示板に貼り出してご覧いただくようになっております。さらには、ハローワークによりませんが、当該求人票様式データが専用端末でも全国で閲覧できるという措置を取られているケースもございます。

この船員未経験者可の求人情報の照会に関して、情報共有する求人票は、連絡先が記載されていない様式になっておりますので、その様式をご覧になった方が直接問い合わせたい場合、ハローワークの窓口では、運輸局に連絡するようにお伝えいただいております。あくまで、ハローワークの窓口では情報を閲覧していただくのみという取扱いですので、求人者への照会も含めて、船員求人情報に係る対応は全て当運輸監理部をはじめ、運輸局の船員職安窓口になります。

一方で、海のハローワークでご覧いただける求人情報には連絡先が記載されておりますので、求人事業者に直接お電話することが可能となっておりますが、面接を

希望する場合等は、海のアローワークやネットワークと各運輸局の窓口で求人票を提出・受付をして、正式に紹介の手続をしていただくことになることをご説明しております。

労働者委員

そしたら、アローワークへ行きますよね。それは閲覧できる。興味持って、本格的と申しますか、それ以上の先へすすむとすれば、やはりこちらに来てくださいと。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

求人会社へアプローチするのは運輸局の船員職安窓口からってことですね。

海事振興部次長

はい。

労働者委員

分かりました。

労働者委員

労働条件的な話になってくると、法律の違いが労基法と船員法ではあるので、そこら辺の整理、精査も職安課がやるのか、労政課がやるのか。どっち。

海事振興部次長

船員労政課の船員職安窓口になります。

労働者委員

はい。

海事振興部次長

では、本件につきましての説明は以上になります。

引き続きまして、船員部会資料のご説明を簡単にさせていただきます。

先ほど、労働者委員からもご紹介のありました事案に関して、海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示案について、現在、パブリックコメントを募集しているところでございます。先のご発言の中でご説明があったので、内容の説明は一部端折りますが、既に法改正、省令も施行され条文は決定しております。今回の告示案は、これから制度を導入する

ための準備期間にある安全統括管理者資格者証と運航管理者の資格者証の更新をする要件である更新講習の内容並びに基準等を定める告示に関するパブコメとなっております。

次に、本省のプレスリリースを2点、ご紹介します。

1点目が、船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください、という記事です。これまでも四半期ごとに公表しております、長距離フェリー、RORO船のトラック輸送に係る積載稼働率、稼働動向の令和6年1月～3月の調査結果でございます。

2点目が、株式会社IHI原動機による船用エンジン等の燃料消費率に係るデータ改ざん事案の中間報告についてという記事でございます。こちらは4月に報道されました、株式会社IHI原動機のデータ改ざんにつきまして、このたび、本省が親会社である株式会社IHIと子会社であるIHI原動機が製作している船用エンジン等のデータ改ざんの調査と、再発防止策に関する中間報告を受領したという内容です。

現在まですべて本省対応となっております、地方局では当該記事以外にご説明できる情報はないためご紹介だけとさせていただきますこと、ご了承いただければと思います。

以降につきまして、毎回同様、スクラップ記事と4月分の内航海運輸送動向と5月分の月例経済報告の資料を添付しておりますので、後ほどご確認いただけましたら幸いです。

事務局からは以上です。

#### 部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見等がありましたら、お願いします。

#### 労働者委員

パブリックコメントで出ていますが、今年度中に試験問題を一応周知するという話ですが、周知の仕方はどういうふうになるのか。ネットで出すだけ、それとも、運輸局に、管轄の会社に来てもらって説明会を開くのか、そういったことはまだ何も決まってないのか。

#### 海事振興部次長

全く、何もまだ情報がございません。

#### 労働者委員

また、分かったら教えてください。

海事振興部次長

分かりました。

部会長

ほかにはないでしょうか。

(なし)

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

次回の船員部会ですが、7月26日金曜日の15時半から、この調停室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の部会は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。